山形県における中学校部活動改革の取組(その後の経過)



東北ブロッククラブネットワークアクション 「運動部活動改革についての情報提供」 東北各県からの状況報告・事例発表 令和5年11月11日(土) 秋田拠点センターアルヴェ

> 公益財団法人山形県スポーツ協会 クラブアドバイザー 板垣 恵一

(1)山形市立第六中学校 (R3·4) 都市部

保護者会が中心となって、地域の単一スポーツクラブとして立ち上げ、スポーツ 少年団登録をして活動。(男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子バドミントン部、女子バドミントン部、女子ソフトテニス部の計5部)

(成果)

〇学校委嘱のコーチとクラブの指導者が一緒で、子どもの満足度が向上。

(課題)

- ▲クラブ指導者、保護者等から理解をいただくまで、かなりの時間を要した。
- ▲指導者の責任が重くなり、今の指導者が辞めてしまったら、継続できるか懸念がある。

(R5)

◎実施主体の市企画調整部スポーツ課で、現在、調整中。

(2) 鮭川村・NPO法人さけがわ友遊クラブ (R3・4) 郡部

生徒はクラブへ入会(任意)し、部活動のない日はクラブで活動。学校が委嘱している外部指導者を、クラブの指導者として委嘱する。4人の教員が兼職兼業届を出して、クラブの指導者として登録している。

(成果)

- Oクラブがコーディネーター的役割を務め、事業が円滑に進んでいる。
- 〇学校側を含め、広く社会にクラブの認知度・必要性が高まった。

(課題)

- ▲移動手段であるスクールバスの活用が問題視されている。
- ▲クラブ側の事務作業の増加 … 人員不足

(R 5)

◎村財源で指導者の予算増額。その他、課題は多いが、今後、クラブが小・中学校と連携していく上で、「学校支援委託事業」として、村に提案することを検討している。

(3) 小国町・NPO法人おぐにスポーツクラブYui(R4) 郡部

実践研究は、野球、陸上、女子バレーボールで行う。サッカー、卓球は部活動として行う。クラブは、土・日・祭日の内、月に4回程度の活動を行う。3つの競技団体に指導者 | 名をクラブ指導者に選出してもらう。

(成果)

- 〇顧問の時間外勤務が7割改善 〇生徒の満足度が向上「とても満足65%」 〇地域スポーツ活動への理解促進(意識改革が進む)
- (課題)
 - ▲学校の働き方改革促進の半面、指導者の多忙化 ▲保護者の負担増(金銭面・送迎等)の懸念 ▲活動を統括する総合型クラブの負担増

(R 5)

◎3種目に、ソフトテニス部、吹奏楽部を加え、実証事業を進める。生徒・保護者・ 指導者・学校にアンケート調査を実施する。

(4) 鶴岡市・ふじしまスポーツクラブ (R4) 都市部(郡部)

クラブ創設時から行ってきたFJSの活動(ふじしまジュニアスポーツ:藤島中学校部活動の補完【部活動外の練習、指導者の派遣】)を拡充。《顧問がつけない休日の練習試合や平日の部活動をFJSとして活動》

(成果)

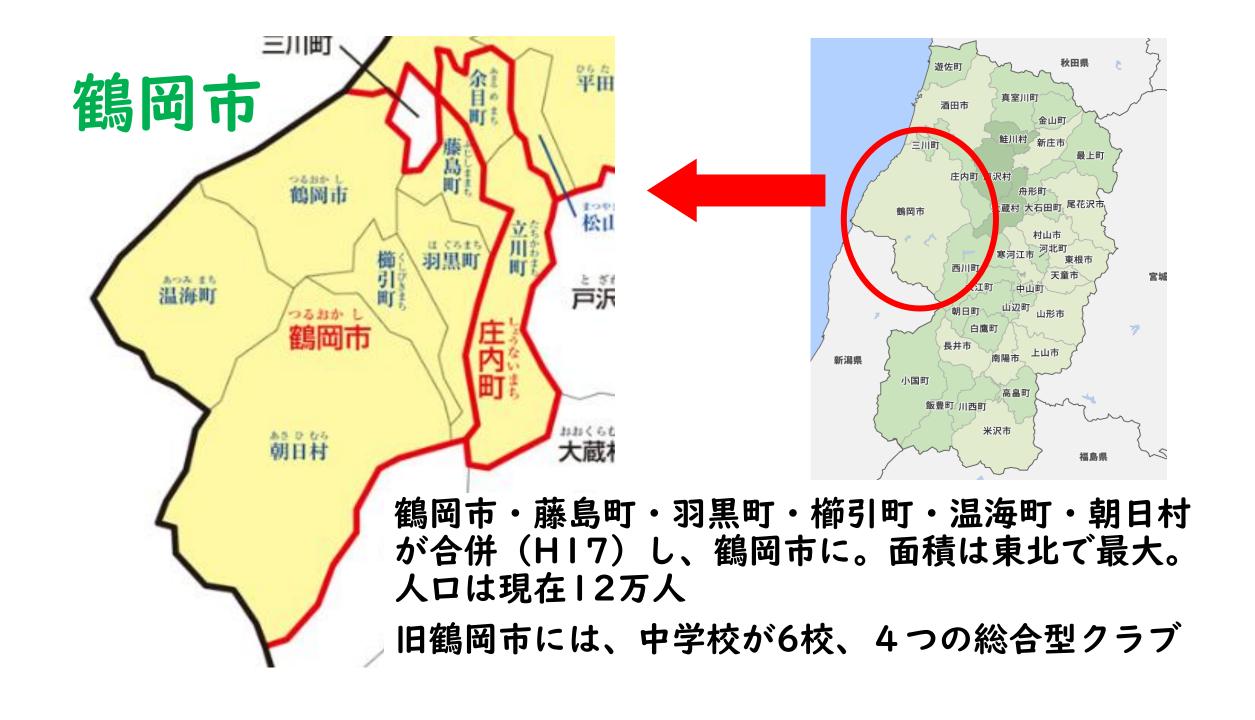
〇8団体に活動が広がる。年会費は1,600円。(保険料) 月会費は300円。 (事務手数料50円、残りは施設使用料や活動費)

(課題)

▲事務負担が非常に大きい。

(R 5)

- ◎現在、事務負担が大きい為、拡充の活動は行っていない。
- ◎クラブと学校、スポーツ課は情報交換しているが、主担当の学校教育課と意見 交換する場がない。



鶴岡市における部活動改革

大きな2つの方針

- I 学校教員の指導の下に行われる部活動は月曜~金曜までの平日のみとし、 休日は活動を行わないこと
- 2 休日に活動を行う必要があるか、もし実施するのであればどのような体制で活動をしていくかについて、各部活動単位で、それぞれの部の実態に合わせ、令和4年度中に検討していくこと
 - ※ 全ての学校の部活動は任意加入制度導入済み

【パターン I】 総合型地域スポーツクラブでの活動

【パターン2】 スポーツ少年団での活動

【パターン3】 保護者会クラブでの活動《令和7年までの限定措置》

【パターン4】 民間クラブでの活動

【パターン5】 合同部活動での活動

※ 令和5年度以降、パターン I ~ 5 にあてはまらない場合は、 「土日の活動をしない」ことを原則とする

保護者会クラブの移行イメージ

R4.12月時点の調査で、保護者会クラブ 約1,570名 総合型クラブ300名、スポ少200名、民間クラブ・文化団体900名

- R5末まで 保護者会クラブ I,000名 + 500名
 (総合型クラブ200名、スポ少 I 50名、文化団体50名、民間クラブ他 I 00名)
- R6末まで 保護者会クラブ500名 + 1,000名
 (総合型クラブ400名、スポ少300名、 文化団体100名、民間クラブ他200名)
- R7末まで 総合型クラブ600名、スポ少450名、文化団体150名、 民間クラブ他300名 保護者会クラブを0に

令和5年度鶴岡市部活動運営団体整備事業補助金交付要領

- ◆補助対象者:市内中学校在籍生徒が、土・日等にスポーツ又は文化活動の受皿になる総合型クラブ、スポ少、地域文化団体、これらに準ずる運営団体として市長が特に認めるもの(新規設立団体を含め、市内に住所を有するもの)
- ◆補助対象経費:事業の実施に要する経費とする。ただし、賃金及び懇親会費を除く
- ◆補助金の額:補助対象経費の合計額以内の額とし、別表に定める額を限度とする

総合型地域スポーツクラブ	スポーツ少年団	地域文化団体
中学生の受け入れ人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(1) 100人以上	(1) 25人以上	(1) 100人以上
50万円	8万円	50万円
(2)50人以上99人以下 30万円	(2)10人以上24人以下 6万円	(2)50人以上99人以下 3 0万円
(3) 49人以下	(3) 9人以下	(3) 49人以下
20万円	4 万円	20万円
新規団体創設は25万円加算	新規団体創設は4万円加算	新規団体創設は20万円加算

鶴岡市における部活動改革

(成果)

- 〇土日の部活動を地域移行したことにより、中学校教員の時間外勤務時間が平均 I Oh削減できた。(5月)
- 〇鶴岡五中、豊浦中、藤島中、朝日中では総合型クラブ、櫛引中ではスポーツ少年団が主な 受け皿になっている。

(課題)

▲その他の中学校では受け皿の整備が進んでおらず、保護者会クラブで活動する生徒が 多く、その生徒たちが他団体に移行できるか、またはクラブ創設に結びつくかを市の担当 (生涯スポーツ主管課)も心配している。

(各種スポーツ団体の反応)

◎部活動を地域に押し付けているという考えを持つ者もいれば、課題は多いが、改革を進めているからこそ課題が見えてくるという理解を示す者も多い。

